

新潟県中学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

新潟県中学校体育連盟規約第1章第3条第3項の規定により、新潟県中学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催することとし、その運営のためにこの基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、新潟県中学校体育連盟（以下「本連盟」という）とする。

3 共 催

大会の共催は、次のとおりとする。

- ア 新潟県教育委員会
 - イ 公益財団法人新潟県体育協会
 - ウ 開催市町村教育委員会（協議の上、主催に変更することができる。その際、会長の承認を必要とする。）
 - エ 各競技団体（共催の必要のある場合）
 - オ 新潟日報社
- ◎ 上記団体への共催願いは、県中体連事務局で行う。

4 主 管

- ア 大会の主管は、開催地区中体連及び地区中体連から委任された当該郡市中体連が行う。
- イ 大会の主管に、主管専門部を置くことができる。

5 後 援

大会の後援は、次のとおりとする。

- ア 開催市町村
 - イ 実情に応じ、開催地の関係機関及び団体の後援は適宜決定してよい。
- ◎ 上記団体への後援願いは、地区・郡市中体連事務局で行う。

6 大会開催

- ア 大会は毎年開催する。
- イ 大会は、夏季大会・駅伝大会・冬季大会の各大会に分けて開催する。
- ウ 開催競技は、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、駅伝競走の18競技とする。

7 大会開催期間

- ア 大会開催の期間は、2日以内とする。但し、スキーはその限りではない。
- イ 開催期日については、本連盟代議員会で決定する。
- ウ 日程は概ね次のとおりとし、競技の実情に応じてこの範囲内で計画する。

〈 1 日 目 〉		〈 2 日 目 〉	
選手集合	9 : 0 0	選手集合	9 : 0 0
競技終了	1 7 : 0 0	競技終了	1 5 : 0 0

8 大会開催会場

- ア 会場は4地区に分散し、原則として競技別にローテーションする。
- イ 会場は、本連盟代議員会で決定する。

9 大会参加資格

- ア 選手は、本連盟に加盟している中学校に在籍する生徒であること。
- イ 選手は、各中学校の教育計画に基づいて行う課外活動として、明確に位置付けて指導している運動部活動の部員であること。
- ウ 上記イに該当しない生徒を選手として参加させる場合は、当該校長が認めた生徒であること。
- エ 参加にあたっては、当該校長の承認を必要とする。
- オ 年令は、（公財）日本中学校体育連盟の定めに準ずる。
- カ ①引率者・監督は、当該校の校長・教員であること。
（教育公務員特例法第2条を準用する）
②引率者の特例
県大会への参加生徒の引率について、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「県大会への外部引率者の特例細則」により、校長が承認した保護者・外部指導者の引率を認める。その際、監督は他校の校長・教員に委任すること。コーチ・マネージャーは、全国中学校体育大会実施要項に準ずる。ただし、全国中学校体育大会実施要項に認められた競技以外のコーチ・マネージャーを認める場合は、専門部内で十分な共通理解を図り、代議員会で承認を得ることとする。
- キ 新潟県中学校総合体育大会に参加を認める「参加資格の特例」
(1) 学校教育法第83条の各種学校（1条校以外）に在籍する生徒であること。
(2) 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
① 大会への参加を認める条件
ア 新潟県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
イ 生徒の年令及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問の指導のもとに、適切に行われていること。
② 大会に参加した場合に守るべき条件
ア 大会参加基準要綱及び開催基準要項を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また、万一の事故に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

10 大会役員

概ね次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| ア | 名誉会長 | 県知事 |
| イ | 名誉副会長 | 県教育長、開催市町村長 |
| ウ | 顧問 | 県教育委員、県教育次長、県体育協会会長・副会長、開催市町村教育長、開催市町村体育協会会長、新潟日報社社長 |
| エ | 参与 | 県教育庁保健体育課長、同補佐、義務教育課長、上・中・下越教育事務所長、県保健体育課指導主事、教育事務所指導主事、開催市町村教育委員、開催地競技別協会会長、新潟日報社読者ふれあいセンター長、参加中学校長 |
| オ | 大会会長 | 県中体連会長 |
| カ | 大会副会長 | 県中体連副会長 |
| キ | 大会委員長 | 県中体連理事長 |
| ク | 大会副委員長 | 地区中体連会長 |
| ケ | 大会総務委員 | 県中体連理事・監事、郡市中体連会長、開催市町村教育委員会関係課長 |
| コ | 大会委員 | 市町村競技団体理事長、県中体連事務局長、地区中体連事務局長、県中体連専門部長・副部長、開催郡市中体連事務局長 |
| サ | 大会事務局 | 県中体連事務局長・事務局員 |

11 大会役員の委嘱

- ア 大会役員の委嘱は、県中体連会長名で行う。
- イ 委嘱状の作成、発送は新潟県中学校総合体育大会事務局（以下「大会事務局」という。）で行う。

12 競技役員

競技役員の編成は概ね次のとおりとする。

- ア 競技委員長 開催郡市中体連会長
- イ 競技副委員長 開催郡市の競技担当校長又は教頭、県中体連専門部長
- ウ 総務委員長 開催地区専門部部長
- エ 総務委員 開催地区・郡市中体連事務局長、開催地区専門部員

13 競技役員の編成と委嘱

- ア 大会運営・実施に必要な競技役員は、開催地区中体連、開催郡市中体連、専門部で協議し編成する。
- イ その委嘱は、大会事務局で行う。
- ウ 競技役員は、県中体連専門部員、地区・郡市中体連関係者等で編成することを原則とする。
- エ やむを得ず中学校関係者以外の者（以下「外部役員」という）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ本連盟会長の承認を必要とする。
- オ 外部役員の旅費は、本連盟の旅費支給内規により支給する。

14 生徒役員

- ア 生徒役員は、郡市中体連関係中学生・当該運動部員に委嘱することを原則とする。
- イ やむを得ず中学生以外の生徒役員を委嘱する場合は、あらかじめ本連盟会長の承認を必要とする。
- ウ 中学生以外の生徒役員の昼食費は、本連盟で負担する。

15 大会実施要項

- ア 大会実施要項は大会事務局で作成し、本連盟代議員会で決定する。
- イ 大会実施要項に記載する内容は、およそ次のとおりとする。
 - ・主催 ・共催 ・主管 ・後援 ・大会事務局 ・開催期日 ・日程 ・会場
 - ・競技種目 ・競技方法 ・参加資格 ・表彰 ・参加申込み ・参加料
 - ・組合せ ・その他（宿泊、受付等）
- ウ 競技別要項は、専門部会で協議・作成し、県中体連代議員会で決定する。ただし、駅伝競走大会及びスキー大会の要項については、各専門部会で協議・作成し、競技準備委員会で決定する。
- エ 大会事務局は、大会実施要項・競技別要項をとりまとめ、関係機関に配布するとともに、県中体連ホームページにアップする。

16 大会参加申込み

- ア 地区大会で出場権を得た学校は、所定の様式により定められた期日までに地区中体連事務局に申し込むこと。
- イ 地区中体連事務局は、地区内の申込みをとりまとめ大会事務局へ一括申し込むこと。

17 大会参加料

- ア 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- イ 参加料を納入する生徒の基準は、選手・補員とする。
- ウ 参加料の額は生徒1人900円とする。
- エ 参加料の納入は申込みと同時に行う。大会事務局は、4地区分をとりまとめて県中体連事務局に納入する。

18 式 典

- ア 大会の開・閉会式は、競技別に行うことを原則とする。
- イ 開・閉会式のあいさつ、祝辞、表彰者等の人選は、県中体連事務局と開催地区・郡市中体連が協議し決定する。
- ウ 開会式の入場行進は、各競技の実情により実施有無を判断する。
- エ 大会の開・閉会式次第は、概ね次の順序によるものとし、開催地や競技の実情により適宜決定する。

〈 開 会 式 〉

- 1 開式通告
- 2 選手入場
- 3 開会宣言
- 4 国旗・県中体連旗
開催市町村旗掲揚
- 5 優勝旗・杯返還
- 6 あいさつ
- 7 祝辞
- 8 生徒代表歓迎のことば
- 9 選手宣誓
- 10 競技開始宣言
- 11 閉式通告
- 12 選手退場

〈 閉 会 式 〉

- 1 選手整列
- 2 開式通告
- 3 成績発表
- 4 表彰
- 5 講評
- 6 あいさつ
- 7 国旗・県中体連旗
開催市町村旗降納
- 8 閉会宣言
- 9 閉式通告
- 10 選手退場

19 表 彰

ア 団体競技

- 1) 各競技ともに3位まで賞状を授与する（個人にも賞状を授与する）。
- 2) 優勝チームには、優勝旗（優勝杯）を授与する。
- 3) 1位・2位のチームには、メダルを授与する。
- 4) チームもしくは団体が3年連続優勝した場合には、レプリカを授与する。

イ 個人競技

- 1) 陸上競技、水泳競技のリレーは、8位以内に入賞した学校と決勝メンバー全員に賞状を授与する。
- 2) その他の競技種目は、8位以内の選手に賞状を授与する。
- 3) 1位・2位・3位には、メダルを授与する。

ウ 授与に関しては、代議員会において審議決定する。

エ 優勝旗などの寄贈者は、教育関係団体又は機関、競技団体、新聞社を原則とし、その他は代議員会で承認を得たものに限る。

オ 優勝旗などの授与は、県中体連において行うことを原則とする。

カ 授与されるチームもしくは団体は、次のとおりとする。

- ・陸上競技と水泳のリレー種目
- ・バスケットボール
- ・サッカー
- ・ハンドボール
- ・軟式野球
- ・体操競技（団体総合）
- ・新体操（団体競技）
- ・バレーボール
- ・ソフトテニス
- ・卓球
- ・バドミントン
- ・ソフトボール
- ・柔道
- ・剣道
- ・相撲
- ・駅伝競走
- ・スキーのリレー種目

キ 優勝旗などを授与された学校は、次年度の開会式まで保管するものとする。

20 プログラム

- ア プログラムは、各競技別大会のプログラムとする。
- イ プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
 - ・正式大会名 ・スローガン ・期日 ・会場 ・主催 ・共催 ・主管中体連
 - ・必要により後援
- ウ プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
 - ・大会役員 ・競技役員 ・生徒役員（学校と人数） ・過去の成績 ・日程 ・式次第
 - ・組合せ表 ・選手名簿 ・緊急病院名と電話番号 ・その他
- エ プログラムに記載する学校名は、郡市・校名とする。
- オ プログラムには、商業広告等を掲載しないことを原則とする。
- カ プログラムは、無料配布を原則とする。有償販売する場合には、あらかじめ本連盟会長の承認を必要とする。

21 宿 泊

- ア 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。
- イ 本連盟宿泊要項は、本連盟があらかじめ新潟県旅館環境衛生同業組合と協定したものについて、本連盟代議員会の承認を得て決める。
- ウ 宿泊申込みは大会申込と同時にを行い、開催郡市中体連事務局が開催地旅館組合と協議して配宿し、参加校に連絡する。なお、必ず指定の宿舎を利用すること。

22 大会終了報告

- ア 専門部又は開催郡市事務局は、大会終了後10日以内に大会成績と反省事項2部を大会事務局へ提出する。
- イ 専門部又は開催郡市事務局は、大会終了後10日以内に決算書及び領収書等会計に関する報告を大会事務局に提出する。
- ウ 大会事務局は、資料をとりまとめ報告書を作成する。
- エ 報告書の内容は、次のとおりとする。
 - ・参加一覧表 ・競技成績と反省事項 ・あしがき ・大会終了あいさつ（理事長）
- オ 会計収支決算書については、地区ごとに県中体連監事より会計監査を受け、すべての領収書等を県中体連事務局に送付する。

23 付 則

- ア 県中体連事務局、大会事務局、地区中体連事務局、郡市中体連事務局及び専門部の業務内容は別に定める。
- イ 本開催基準要項は、昭和63年 6月 1日より施行する。
 - 平成 4年 5月25日 一部改定
 - 平成 6年12月14日 一部改定（大会名称、参加料）
 - 平成 7年12月15日 一部改定（大会参加資格）
 - 平成 8年12月13日 一部改定（表彰、参加資格の特例、大会実施要項）
 - 平成 9年12月11日 一部改定（大会参加資格）
 - 平成12年12月15日 一部改定（大会参加料）
 - 平成14年 5月24日 一部改定（引率者の特例）
 - 平成18年12月 8日 一部改定（表彰、プログラム項目へ追加）
 - 平成22年12月 3日 一部改定（主管、後援、大会開催、表彰、プログラム）
 - 平成27年 5月13日 一部改定（大会参加料）
 - 平成27年12月 3日 一部改定（現状に見合った文言の修正）
 - 平成28年12月 1日 一部改定（共催）

新潟県中学校体育連盟総合体育大会表彰規程

昭和35年12月12日	制定	昭和54年12月14日	一部改定
昭和40年12月10日	改定	平成元年4月1日	一部改定
昭和50年3月19日	一部改定	平成4年5月25日	一部改定
昭和53年12月14日	一部改定	平成8年12月13日	一部改定

目 的

この連盟が主催する県中学校体育大会において、優秀なる成績を納めた生徒及びチームもしくは団体に対して、次の表彰規定に基づき表彰し、本県中学校体育の発展向上を図ることを目的とする。

表 彰 規 程

第1条 県体育大会において優勝したチームもしくは団体に優勝旗などを授与する。

第2条 授与に関しては、代議員会において審議決定する。

第3条 優勝旗などの寄贈者は、教育関係団体又は機関、種目別競技団体、新聞社を原則とし、その他は代議員の特別審議により承認を得たものに限る。

第4条 優勝旗などの授与は、県中体連において行うことを原則とする。

第5条 授与されるチームもしくは団体は次のとおりとする。

バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操（団体総合、新体操）、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲
駅伝競走、陸上競技・水泳・スキーのリレー種目

第6条 優勝旗などを授与された学校は、次年度の大会の開会式まで保管するものとする。

第7条 各競技ごとの成績優秀者とは、チーム及び団体は3位まで、個人種目は8位以内とする。

第8条 この規程の第5条に基づき、チームもしくは団体が3ケ年連続優勝した場合には、記念トロフィーを授与するものとする。

付 則

- (1) この規程の改廃については、代議員会において審議決定するものとする。
- (2) この規程は、昭和36年4月1日より施行する。